



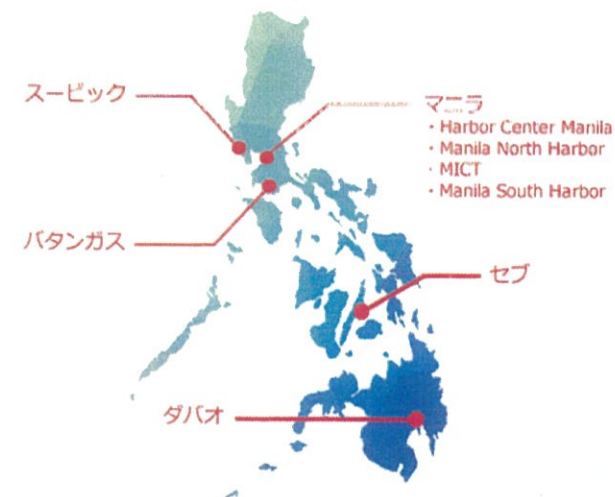
KATO TRANSPORT CO., LTD.

2017.9.21



SAILING SCHEDULE OSAKA TO MANILA

VESSEL (Voyage) ※Via Hongkong	大阪 (Osaka)	BOOKING CUT	CFS CUT	MANILA (South)
CAPE NABIL V.027S	10/12 (THU)	10/3 (TUE)	10/6 (FRI)	10/18 (WED)
CALLAO BRIDGE V.119S	10/19 (THU)	10/11 (WED)	10/16 (MON)	10/25 (WED)
IWASHIRO V.246S	10/26 (THU)	10/18 (WED)	10/23 (MON)	11/1 (WED)



<p>(ブッキング窓口)</p> <p>加藤運輸(株) 海運営業部 〒541-0054 大阪市中央区南本町4丁目1番8号 アルテビル南本町6階 TEL: 06-6253-6688 FAX: 06-6251-8622 担当: 朝山</p>	<p>・ PHILIPPINESの輸入申告について</p>	
	<p>課税標準価格</p>	<p>関税行政令(Customs Administrative Order: CAO)第4-2004号に従い、原則として、CIF価格に相当する取引価格を基に計算される。 取引価格で計算できない場合は、同一品の取引価格などを基に計算される。</p>
	<p>輸入税金等</p>	<p>1. 最恵国(MFN)税率 2. 自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の適用税率</p>
<p>(貨物搬入場所)</p> <p>加藤運輸(株) 築港第二突堤保税上屋 (NACCS CODE: 4AW89) 〒552-0022 大阪市港区海岸通3丁目4-55 TEL: 06-6573-6931 FAX: 06-6572-7332 担当: 高原/ 稲田</p>	<p>その他</p>	<p>付加価値税(VAT、12%)、物品税など。 さらに国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほかに物品税を支払わなければならない。 木材梱包材はBPM NO.15の則する。又、関税事後調での書類保存期間は輸入取引日から3年。 ※PEZA(フィリピン経済特区)登録企業への輸入については通関等の手続きが簡素化されます。(2005年7月7日開始) 尚、輸入禁制品、確認が必要とされる規制、加工食品、検査が必要な品目、経済特区PEZA以外への輸出の場合には、輸入申告の際に許可までの時間が掛かること、誤申告へのペナルティ、税関職員毎の見解相違に注意が必要です。</p>
<p>・ (一貫輸送) ドアデリバリーもお引き受け致します!! ・ スケジュールは変更になる場合がございます。</p>		